

南相馬市一般廃棄物処理基本計画（素案）をパブリックコメントに
付すことについて（概要）

平成27年1月
市民生活部生活環境課

1 策定の趣旨

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条を根拠とする、本市に策定が義務づけられている「法定計画」であり、本市の一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画である。

また、本計画は、国の「循環型社会形成推進基本計画」及び県の「福島県廃棄物処理計画」を踏まえ、本市の上位計画である「南相馬市復興総合計画」の部門別計画にも位置づける。南相馬市復興総合計画の基本指針である「環境にやさしく、快適に暮らせるまちづくり」を目指し、震災及び原発事故の教訓を踏まえ、新たに復興・防災におけるごみの減量と資源化の推進を計画に組み入れる。

2 計画期間

10年間（平成28年～平成37年）

3 一般廃棄物処理の基本理念

市民一人ひとりが「もの」を大切にし、捨てられるものを減らし、資源が循環して使用されるまちを構築する。

『みんなでつくる循環型のまち 南相馬』

4 一般廃棄物処理の基本方針

- (1) 人材育成と市民、事業者、市の連携推進
- (2) ごみの発生抑制・再使用・リサイクルの推進
- (3) 環境への負荷を抑えたごみ処理システムの構築
- (4) ごみゼロを見据えたごみ処理体制の構築

5 パブリックコメントの概要

- (1) 案の公表：平成28年1月6日（水）
- (2) 意見提出期間：平成28年1月6日（水）～25日（月）
- (3) 案の公表場所：広報みなみそうま、市ホームページ、各区役所総合案内、各生涯学習センター、情報交流センター